

民生常任委員会

1 開 議 平成27年6月22日(月)

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第50号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第51号 大田原市指定地密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第52号 大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第53号 大田原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

民生常任委員会名簿

委員長	前	野	良	三	出席
副委員長	菊	池	久	光	出席
委員	鈴	木		央	出席
	大豆	生田	春	美	出席
	井	上	泰	弘	出席
	鈴	木	徳	雄	出席
当 局	佐	藤		宏	出席
	齋	藤	雅	徳	出席
事務局	齋	藤	一	美	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（前野良三君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより民生常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、1ページのとおりであります。

当局の出席者は、佐藤保健福祉部長、齋藤高齢者幸福課長であります。

◎議案第50号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（前野良三君） それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第50号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） 議案第50号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明については高齢者幸福課長から説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 議案第50号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書は274ページからでございます。まず、議案書補助資料276ページをごらんください。改正の趣旨であります。介護保険における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料については、市町村介護保険事業計画に定める保険給付費の見込額等を勘案し、3年ごとに改定し、条例で定めることとされております。平成27年度から平成29年度までの大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「あんしんプラン第6期計画」では、第1号被保険者の介護保険料については、所得に応じて所得段階区分ごとの所得段階別負担割合を設定し、ことし3月に基準額を5,800円の12段階に改正したところでありますが、国において介護保険法施行令等の一部が改正され、具体的な負担割合が示されたため、本市の介護保険条例を改正するものでありまして、第1号被保険者の介護保険料の中で市民税非課税世帯のうち、特に所得が低い方の第1段階の負担割合を軽減するため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、介護保険料の所得段階区分のうち、第1号被保険者の介護保険料のうち第1段階の保険料負担割合として基準となる第5段階の年額6万9,600円、月額にいたしますと、5,800円に対する割合である0.50を0.45に改めるもので、金額では年額3万4,800円、月額でいいますと、2,900円を3万1,320円、月額で申しますと、2,610円に改めるものであります。

続きまして、議案書補助資料の278ページをごらんください。278ページには、介護保険料の改正前と改正後と比較した資料を載せてありますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、条文の改正箇所につきましては、新旧対照表277ページをごらんください。保険料率を規定した第3条に新たに第2項を加えるもので、前第1号被保険者介護保険料のうち、特に所得が低い第1段階の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は3万1,320円とするを追加するものであります。

議案第275ページに戻っていただき、改正部分の附則をごらんください。附則で第1項として、施行期日について、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。第2項として、経過措置について、この条例による改正後の大田原市介護保険条例第3条第2項の規定は、平成27年度以降の年度分の介護保険料について適用し、平成26年度分までの介護保険料については適用しないと定めるものであります。

以上で議案第52号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（前野良三君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明に願いたします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木徳雄君） それでは、議案第50号について1点お尋ねいたします。

ただいまのご説明の中において4月1日から施行される取り組みになりそうでございますが、その中で、特に所得の低い方、ここが改正のキーポイントになっていると思うのですが、大田原市として、どのぐらいの実態の数でつかんで、これに当てはまる市民の方がおられるのか。委員会ですから、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 平成27年度当初、想定した人数といたしましては3,036名想定しております。

あと、保険料につきましては、改正前が1億565万2,800円、改正後につきましては、対象者3,036名、同じなのですが、保険料が9,508万7,520円、増減、差額で申し上げますと1,056万5,280円の減となります。

以上でございます。

○委員長（前野良三君） 鈴木委員。

○委員（鈴木徳雄君） ありがとうございます。それで、とりあえず平成29年までと言いましたよね。そうすると、見通しとして、景気回復に今向かっている、アベノミクスというのは、この地方にも緩やかな風が吹いてきているかなというふうに思いますが、そういった意味の中において、この介護保険と改正に合わせた平成27年から平成29年、2年間、27、28、29、3年ですか、この3年間に対する全体的な数といえますか、その辺の見通しといえますか、介護保険の平成27年現在と今1,056万円というような数が提示されましたけれども、平成29年度あたりの見通しというのは、やはりつかんでいる中における計画として理解していいのですかね、人口減少、いろいろあるかと思いますが。

○委員長（前野良三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） お答えいたします。

今回の低所得者の対応につきましては、第6期計画の中で低所得者と言われる第1階層、第2階層、第

3階層、これを第6期計画当初でやる予定でございました、実際は。しかし、国で消費税が8%から10%の引き上げを平成29年4月からに延期されたということでございまして、平成27年度については、今回の第1階層だけに当てはめて保険料の軽減強化を図るという改正でございました。

そこで、先ほどの質問でございますけれども、平成29年度から第1段階を0.45ですね、0.40というふう
に今のところ計画をされていまして、順次第2階層、第3階層も平成29年4月に保険料の軽減強化を図る
という今の予定でございますので、額面については、まだ国のほうから示されていませんので、以上が見
通しというところでございます。

以上でございます。

(「ありがとうございました」と言う人あり)

○委員長(前野良三君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(前野良三君) ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(前野良三君) 意見はないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第50号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(前野良三君) ご異議ないものと認め、議案第50号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条
例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第51号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(前野良三君) 次に、日程第2、議案第51号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長(佐藤 宏君) 議案第51号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、詳細は高齢者幸福課長から説
明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長(前野良三君) 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長(齋藤雅徳君) それでは、議案第51号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書は279ページからありますが、まず議案書補助資料の285ページをごらんください。改正の趣旨
ですが、この条例につきましては、202条から成る条例でありまして、要介護1から要介護5の方を
対象とする地域密着型サービス事業所の入所系、通い、痴呆症のグループホームの事業に適用するもので

ありまして、今回の改正は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行によりまして、介護保険等施行規則等の一部が改正され、厚生労働省で定められている基準が改正されたため、国の基準に従い、本市において定めている基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案書補助資料286ページをごらんください。改正の主な内容でございますが、大きく分けると4点ございまして、まず1点目といたしましては、複合型サービスの名称変更でありまして、在宅で支えていけるような基盤強化及びサービスの普及に向けた取り組みの一環として、医療のニーズがある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせることで利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として、それまでの複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改めるものでございます。

条文の改正箇所につきましては、新旧対照表の287ページをごらんください。まず、目次中、第6章の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、本則中、第83条第3項、第84条、第191条第10項、第192条第2項及び第193条を除く各条文中にある複合型サービスという名称を「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるものであります。

あわせて、条文中の語句に含まれる「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるものでございまして、例えば新旧対照表の288ページ、第6条第5項第8号中にごございます「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改めるものであります。

次に、議案書補助資料286ページに戻っていただきまして、改正の主な内容2点目といたしまして、小規模多機能型居宅介護についてであります。従来の一事業所当たりの登録定員を改正前の25人以下から改正後では29人以下に引き上げる、緩和するものでございまして、あわせて登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、事業所の居間及び食堂を合計した面積が利用者の処遇に支障がないと認められるに十分な広さ、1人当たり3平米以上が確保されている場合には、通いサービスに係る利用定員を登録定員の区分によって改正前の15人から18人とすることを可能とするものでございます。

なお、宿泊サービスに係る利用定員9人につきましては、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとするものでございます。

条文の改正箇所につきましては、新旧対照表295ページから296ページをごらんください。登録定員及び利用定員を規定した第85条第1項中、「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中、「15人まで」を「15人（登録定員が25人）を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員」に改め、29人の登録定員に対して18人を利用定員とする登録定員ごとの利用定員を定める表を加えたものであります。

次に、議案書補助資料286ページに戻っていただきまして、改正の主な内容の3点目といたしまして、認知症対応型共同生活介護、グループホームについてでありまして、認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行ではユニットの数を1または2と規定しているものの、ユニット数の表示につきまして、新たな用地確保が困難などの事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化したものでございます。

条文の改正箇所につきましては、新旧対照表の298ページをごらんください。第113条第1項に新たにただし書きとして、ただし地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができると加えるものであります。

次に、議案書補助資料286ページに戻っていただきまして、改正の主な内容の4点目といたしまして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特別養護老人ホームについてでありまして、サテライト型、地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の指定介護老人福祉施設、これが広域型の市以外の者も入所できる施設でございますが、その施設に加えまして、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加するものであります。

条文の改正箇所につきましては、新旧対照表303ページから304ページをごらんください。設備のうち医務室を規定した第180条第1項第3号ただし書き中、指定介護老人福祉施設の次に指定地域密着型介護老人福祉施設を加えるものであります。

議案書284ページに戻っていただき、改正部分の附則をごらんください。附則で、第2項として、施行期日について、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。第2項及び第3項として、経過措置について、旧法として旧条例第6条第2項及び第47条第2項でいうサービス提供責任者を定める厚生労働省の区分が一部改正されていることから、当該サービスの提供責任者を配置している施設については、従前のサービス提供責任者をもって基準を満たすこととしたものでございます。また、第3項といたしましては、指定介護通所介護事業所の人員配置にあつては、併設する地域密着型介護老人福祉施設の人員をもって充てることができることとされていましたが、今回の法改正によりまして、当該併設施設の人員を充てることができなくなったことから、従前の指定介護予防通所介護事業所の人員配置については、なおその効力を有するとしたものでございます。

以上で議案第51号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（前野良三君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 先ほどの説明で、対象者を中重度の方ということで、これは、要介護1から5というふうに理解をすればよろしいでしょうか。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） おっしゃるとおり要介護1から5になります。

○委員長（前野良三君） 鈴木徳雄委員。

○委員（鈴木徳雄君） 鈴木です。

国の基準といたしますか、国によって改正されるわけですから、私としても賛成する立場の中におきましても、現場として、これだけ25人が29人に引き上げられました、非常に緩和されてありがたいというふうに思っているわけですが、この立ち入りといたしますか、行政の。こういうのはどのような対応の仕方で認可をしていくのか、現場立ち入りね、面積等の関係もるここで説明されておりましたけれども、そこらの行政と施設側とのおつき合いといたしますか、どのようになっているのですか。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 実は、この名称でございますが、地域密着型サービスというものは、入

所者が市民の方のみ入れる施設ということで、一方で広域型と言われてはいますが、あくまでも地域密着型については、市のほうの介護でございまして、例えば許認可ですね、そういったものとか、あと確認作業についても市のほうで行うものですから、今後出てきた場合、それなりの対応をしていきたいと思っております。

○委員長（前野良三君） 鈴木徳雄委員。

○委員（鈴木徳雄君） なぜそのようなことを聞くかといいますと、やはり委員会ですから、聞けない、高齢者幸福課の裏というのを、ちょっとお尋ねしておきたいなというふうに思うのですよ。これは改正のときですから、非常に大切なのだと思うのは、その面積的に許可がおりるがゆえにしても、1年たちました、2年たちましたという、そこは荷物置き場になってしまったり、スペース確保の中において、いいように、その施設の中で活用する中において、気がついてみると、入居者が不便を来すような、そして関係者が視察、チェックをするときには、一時またそのスペースを確保するなんていうような利用の仕方が間々見えかねるところもありますので、そういうところは、改正のときには、私らも緩和されてありがたいなというふうに思いますが、2年、3年たった経過の中においての、そういった施設に対する姿勢ですね、そういうものを高齢者幸福課のほうの心得としてお聞きしたかったわけなのです。ありがとうございます。

○委員長（前野良三君） 答弁はよろしいですか。

○委員（鈴木徳雄君） 答弁はいいです。

○委員長（前野良三君） ほかに質疑はありませんか。

鈴木央委員。

○委員（鈴木 央君） 済みません。もう一点お伺いします。

これは改正は、本年の4月1日からということですよ。そうしますと、2カ月ぐらい経過しているのですけれども、ある意味、緩和されたということで、それに伴った入所者の数の変更というのは結構出ているのですか、実績として。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） 今のところ、市のほうに問い合わせとか、そういった事例の報告というのは、今のところございません。

（「結構です」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ほかに質疑はないようであれば、以上で質疑を終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第51号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ご異議ないものと認め、議案第51号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第52号 大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（前野良三君） 次に、日程第3、議案第52号 大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） 議案第52号につきまして、高齢者幸福課長から説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） それでは、議案第52号 大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書は315ページからとなりますが、まず議案書補助資料318ページをごらんください。改正の趣旨ですが、この条例につきましては、第90条から成る条例でございます。要支援1と要支援2の方を対象とした事業に適用するもので、今回の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、介護保険法施行規則等の一部が改正され、厚生労働省で定められている基準が改正されたため、国の基準に従い、本市において定めている基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案書補助資料319ページをごらんください。改正の主な内容でございますが、議案第51号でご説明した複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に名称を改めることに加え、主な改正点は2点でございます。

まず、1点目といたしまして、介護予防小規模多機能型居宅介護についてでございますが、従来の一事業所当たりの登録定員を改正前の25人から29人以下に引き上げ、緩和するものでございまして、あわせて登録定員が26人以上29人以下の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、通いサービスにかかわる利用定員の登録定員の区分によって改正前の15人から18人とすることを可能とするものでございます。

条文の改正箇所につきましては、新旧対照表326ページから327ページをごらんください。登録定員及び利用定員を規定した第47条第2項中25人を29人に改め、同条第2項第1号中15人の次に登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員を加え、29人の登録定員に対して18人を利用定員とする登録定員ごとの利用定員を加えるものであります。

次に、議案書補助資料319ページに戻っていただきまして、改正の主な内容の2点目といたしまして、介護予防認知症対応型共同生活介護、グループホームについてでありまして、認知症対応型共同介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1または2と規定されている標準ユニットに対して新たな用地確保が困難などの事情がある場合には、3ユニットまで差し支えないことを明確化したものでございます。

条文の改正箇所については、新旧対照表328ページをごらんください。第74条第2項に、ただし地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営が必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができると加えるものでございます。

議案書317ページに戻っていただき、改正部分の附則をごらんください。附則で、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用すると定めるものであります。

以上で議案第52号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（前野良三君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

鈴木央委員。

○委員（鈴木 央君） 1点お尋ねします。

先ほどの第74条で追加されているのですけれども、その中で指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められるという、この必要と認められるというのは、これは市の段階で必要と認めるという部分と判断されるわけですか。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） おっしゃるとおり、市のほうで判断させていただきます。

○委員長（前野良三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ないようであれば、以上で質疑は終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ないようであれば、以上で意見は終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第52号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ご異議ないものと認め、議案第52号 大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第53号 大田原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（前野良三君） 次に、日程第4、議案第53号 大田原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） 議案第53号につきましては、高齢者幸福課長から詳細説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（前野良三君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（齋藤雅徳君） それでは、議案第53号 大田原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書は330ページからとなりますが、まずは議案補助資料332ページをごらんください。改正の趣旨でございますが、この条例につきましては、第35条から成る条例でございまして、要支援1と要支援2の方を対象とした事業に適用するもので、今回の改正は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、介護保険法施行規則等の一部が改正され、厚生労働省令で定められている基準が改正されたため、国の基準に従い、本市において定めている基準を定める条例の一部を改正するものであります。

この条例の指定介護予防支援とは、地域包括支援センターの保健師等が要支援者の依頼を受けて介護予防サービス計画、ケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるように事業者等との連絡調整等を行うものでありまして、要支援1、要支援2の方を対象とした事業について規定したものであります。

次に、議案書補助資料333ページをごらんください。改正の主な内容であります。2点ございまして、1点目としましては、居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の一部の供用を図る観点から、介護支援専門員、ケアマネジャーは居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から介護サービス計画の提出を求めることとするものであります。

条文の改正箇所につきましては、新旧対照表の334ページから335ページをごらんください。指定介護予防支援の具体的取り扱い方針を規定した第33条への追加がありまして、第33条第11号の次に第12号として、担当職員は介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス事業者等に対して介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置づけられている計画の提出を求めるものとするを追加するものであります。

次に、議案書補助資料333ページに戻っていただきまして、改正の主な内容の2点目としまして、このたびの制度改正で介護保険法上に位置づけられた介護支援専門員、医療、介護等の専門的知識を有する者等で構成される地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例の提供等の協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないとするものであります。

条文の改正箇所につきましては、新旧対照表の336ページをごらんください。指定介護予防支援の具体的

取り扱い方針を規定した第33条への追加でありまして、第33条の2第28号として指定介護予防支援事業者が同条第1項に規定する会議から資料または情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないを追加するものであります。

議案第331ページに戻っていただき、改正文の附則をごらんください。附則で、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用すると定めるものであります。

以上で議案第53号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（前野良三君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから意見はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第53号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ご異議ないものと認め、議案第53号 大田原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎散 会

○委員長（前野良三君） 以上で当常任委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

本日は、これをもって常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午前10時40分 散会